

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座ってやらせていただきます。

傍聴の方をお願いいたします。撮影、録音、パソコンの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

欠席届が出ています。安全生活課長、尾上課長が公務出張のため、選挙管理委員会事務局、河合局長が健診のため欠席です。

本日、日程及び資料を配付しております。陳情審査2件、地域振興部の報告3件、政策経営部の報告が3件ということになっておりますので、この日程に沿って進めたいと思いますが、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。

送付5-35、行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情と、参考送付、区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情についてです。

陳情の朗読につきましては省略させていただきます。

陳情審査に当たりましては、内容が保健所の所掌事務に及ぶ可能性があるため、所管の西岡文教福祉委員長に調整をお願いし、議長に申入れの上、生活衛生課長に出席をしていただいております。よろしくをお願いいたします。

また、前回と同様、参考送付された陳情に資料として雑誌等のコピーが添付されていますが、著作権法に抵触するおそれがありますので、委員のみの配付といたしますので、ご了承くださいと思います。

この2件は関連するため一括して審査をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、委員の皆さんから執行機関に対して確認したい事項はございますか。

永田委員。

○永田委員 この陳情の趣旨を読みますと、新たな新規の火葬場の建設を求めるということと、中身で火葬の受入れを拒むようなことがあればしっかり指導してほしいということと、本区に火葬場はありませんが、そういった火葬に対する指導体制というんですかね、保健所であるのかどうかお答えください。

○市川生活衛生課長 火葬場につきましては墓地埋葬法に基づく許可を保健所ですべて出しておりますので、衛生面に関する部分については指導をしているところでございます。

○永田委員 この陳情の中に、コロナ禍において感染症で亡くなった方の受入れを一時拒否していたということが問題視されています。現状では指導ができないということで、この陳情にも盛り込まれていると思います。実際に公営の火葬場であればこういったことも多少解消されると思いますが、都内の公営の火葬場は大田区の臨海斎場、で、ここは港、品川、目黒、世田谷、大田区民しか使えない。古くからある江戸川の瑞江葬儀所は、火葬

機能、火葬しかできない。式場、会館がないということで、私もほとんどの都内の式場に参列したことがあります。瑞江には行ったことがないという、ほとんど使われていないのではないかと思います。その中で、大田区の臨海斎場というのができて、各区、今後、火葬場が区民の利便性を考えると、区で優先的に使えるような式場、会館も含めて火葬場が求められていると思いますが、現状で区の見解がありましたらお答えください。ないなら、ないで、次、続けて行きます。

○小林委員長 見解だからじゃない。

○永田委員 ないんでしょう。考えていないということで、前回、陳情が出たときも、葬儀社との接点が区にはないということを書いて、区の、区民でもある区内で事業が行われている葬儀社さんからの相談も全く受け付けないということなんじゃないかな。現状で考えると、消費生活センターとか、生活全般に係るような相談を受けるところであればできるのかもしれないですけども、これは葬儀社だけの問題じゃなくて、区民生活に今後大きく関わってくる大きな課題、23区共通、東京都全体の大きな課題になっていて、そのような状況では問題だと思いますが、どのようにお考えですか。

○石綿総務課長 ご質問の件でございますが、先ほどのお問い合わせに対しましてもお伺いのおりでございますが、こちらの内容についてなかなか区のほうでも明確な所管部署がないかなというところが正直なところでございますので、どの部にも属さないということで私のほうでご答弁をさせていただければなというふうに思っておりますが、今のご質問に関しまして言えば、やはり区民の生活に関わる件ということがございますので、そういったお問い合わせに関しましては、区としてはいずれかの方法で受け止めるということはあるかなというふうに思っております。

○永田委員 現状では明確な答えがないということですが、普通で考えれば受入先がないと言わずに、商工観光、商工支援の一環としてこういった課題を受け止めて検討するということではできると思いますが、商工観光では、消費者さんからの相談というのは、一つの区の事業者からの相談ということで受け止めることもできないのでしょうか。

○高橋商工観光課長 今、私ども消費生活センターにつきましては消費者を対象にしていると。こちらが、消費生活相談員というのは国の資格をお持ちの方が行っているんですけども、基本的にここで受けできる内容については全国统一で仕切られているということもございまして、現在、事業者様のお問い合わせについては、門前払いをすることではありませんけれども、お話を承って答えられることは答え、つなげるご連絡先などをお教えするなどのご対応をさせていただいているところでございます。

○永田委員 単独の部署で対応というのが非常に難しいのであれば、全庁というか、区全体の課題として受け止めて検討して欲しいと考えています。というのも、先ほど申し上げたように、港、品川、目黒、世田谷、大田区は、もう既に臨海斎場を確保している。千代田区としても、例えば近隣区と連携して新たな斎場を、千代田区内では難しくても、千代田区が主導的立場、先導して新たな斎場を造るということも検討が必要だと思いました。さらに、千代田区内で葬儀を行うにも会館、式場がない。実際には公営の会館は万世会館しかない。麴町地域ではほとんど四ツ谷で行っているということを考えると、そういった式場というの、設置というの区内で今後考えていかないと対応ができなくなるし、区民の利便性を考えても、本来ならば区のもう少し気軽に行けるような集会室とか、そう

いうところでも葬儀ができるようにするべきだと私は考えて、もうこういった今のご時世で葬儀が、そういう会館がもう迷惑施設と言えるようなもう時代じゃないと思うんですね。もう少し区全体としても葬儀そのものの在り方、火葬場のことも含めて、幅広く区民生活と直結しているということの視点から考えるべきだと思いますが、これで終わりにしますので、最後答弁をお願いします。

○石綿総務課長 今るるご意見を頂いたところでございます。最終的には葬儀、あるいは火葬も含めてでしょうが、そういった在り方、区として検討していくべきではないかというようなご質問だったかと思えます。やはり火葬場、それから葬儀場にかかわらず、区民生活でのお困り事、課題というのは、区としてしっかり受け止めながら、状況に応じた検討というのはしていかなければならないことだろうなというふうに認識してございまして、引き続き区民のお声ということを、先ほどのご答弁ではないですけれども、区として門前払いするようなことなく受け止めながら、動向を注視して対応してまいりたいなというふうに思っております。

○永田委員 はい、結構です。

○小林委員長 米田委員。

○米田委員 前回は陳情審査の中であったんですけど、区内事業者を区としてそんなに把握していないと。こういうことがあったんですけど、この間、調査とか何かされたのでしょうか、お聞かせいただけますか。

○小林委員長 休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○小林委員長 委員会再開します。

答弁からお願いします。

総務課長。

○石綿総務課長 お時間頂戴して、申し訳ございませんでした。

区内の動向というのは、今のところ私どものほうにお声は聞いていないという状況もありましたので、今のところは把握していないというような状況でございます。他区の状況に関しましては、以前、生活衛生課長のほうからもご報告させていただいたかと思えますけれども、区長会を通じて様々な調査というのを実施はしているというところであります。

○小林委員長 米田委員。

○米田委員 永田委員のほうからもありましたけど、葬儀料が非常に上がって困っているというようなことを聞いています。で、様々あった中で、今年の4月ぐらいですか、そういう声を受けてサーチャージを少し一旦控えているというのも聞いております。そういった情報は入っていらっしゃるのでしょうか。

○市川生活衛生課長 今、私どものほうでつかんでいる火葬料金に関することにつきましては、今回いろいろ陳情で問題と取り上げられました民間の火葬場につきましては、10月をもってサーチャージ料金については――すみません、10月に発表が、その会社からございまして、12月1日よりサーチャージ変動料金制については廃止をするというふうな申出があったというふうに聞いております。ただ、それ以外の、いわゆる火葬料金と葬儀料金は別なんですけども、葬儀料金に関しましては、現行の料金を改定してその代わり

に値上げするというようなお願いというのが関係者に配付されたということについては把握しております。

○米田委員 せっかくサーチャージをなくしても、また別途値上げしたら元の木阿弥になると。さっき永田委員からもあったとおりなんですけど、公営のところは非常に遠いと。千代田区の場合は大体町屋か落合でやられていると。公営のところを使うには逆に霊柩車のお金がかさんで、結局一緒になると、こういった声もございます。そもそもいろんな問題があるにせよ、なかなか千代田区でできていない、できない状況というのは理解した上なんですけど、そもそも火葬サービス、千代田区がしっかり提供していない。このことについて千代田区としてどう思われていますか。所管が難しいと思うんですけど、まあ総務課になるか、まとめていただけたらどこか分かんないですけど、答えていただければありがたいですね、そもそも論。

○石綿総務課長 ご質問いただきましたとおり、なかなかちょっと所管が難しいところもありますので、私のほうからご答弁差し上げたいなというところでございますが、今伺いをした火葬の料金のことに関しましては、一概に運営方法であるとか、それぞれの自治体、それから利用者様との関わり方というところもあるかなとは思っておりますが、一般論で言えば、やはり高い安いというのがないほうが利用者にとってはよいものだろうなというふうに、一般論としては思っております。

○米田委員 本当に区民の方が、今後ご高齢の方が増えてきて、様々な問題を我々も聞いております。そういったことにしっかり、広域で対応していくのか区で対応していくのかというのは様々あると思えますけど、そういった声をしっかり受け止めていくべきだと私は思っています。ただ、今の状況を聞くと、さっきの永田委員とのやり取りもありました。なかなか難しいことだなと思っております。ただし、そういった区民の声、しっかりやっていただけていなかったということなんですけど、区内の葬儀事業者の声をしっかり聞いていただいて、区民が困っている、なかなか、葬式したいですけど2日間やりたいところを1日になっている。で、本当はもっとやりたいけどもうせずつに終わっている。こういった声が上がっています。このような声をしっかり受け止めていただいて、広域で対応する、様々な区でも対応するというのを検討していただいて、様々な区長会とか、もう一回提言していただいて、皆さんの声をしっかり受け止めていただきたいと思えますけど、いかがですか。

○石綿総務課長 様々ご指摘いただいたところでございますが、ご答弁を繰り返させていただくところもございまして、やはりこれは区民の方々お困り事ということであれば、まずは身近な区役所にご相談というのは、これは当然のお話でありますし、今も決して門前払いをしているということにはございませんけれども、今後につきましても、そういったご相談があれば、区全庁的にどこかではお受けするような形になっていくだろうなというふうには思っております。また、区長会ではるるご説明をさせていただいておりますとおり、検討がなされたということもありまして、引き続き公衆衛生上の観点からは生活衛生課長会でもまた見守りを進めていくようなお話もありますし、場合によっては、これ、公正取引委員会というようなところも関与してくる可能性があるのかどうかというところまで広く捉えなければいけない問題かなというふうに思っております。今後そういった事象があれば、また動向を含めて大きな動きがあれば、こういった議会の皆様にもご報告を差し

上げなければならない機会があるのかなというふうに思っておりますし、東京都の動きも含めて、その動向を見守ってまいりたいなというふうに思っております。

○小林委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっと、先ほど相談の窓口ということで、米田委員と永田委員からもありましたけれども、おくやみコーナーですとかおくやみハンドブックというところで今取り組んでくださっていると思います。そんなところに一緒に相談窓口として組み込んでいただけることというのは検討が可能かどうかだけ教えてください。

○清水地域振興部長 陳情審査で関係することを所管のほうから、所管というか、理事者側、私どものほうからお答えしているところの一環でございますけれども。

おくやみコーナー、おくやみハンドブック、順序的にはおくやみハンドブックからおくやみコーナーという順序で整備をしているところでございますが、本件に関しましては、陳情の中身、趣旨というのは最後のところにあるのが6というふうに書いてあるところですか、裏面6というふうに書いてある最後のところがやっぱり陳情者の趣旨なんだろうというふうに私どもとしては理解をしておるところでございますので、お話を頂いて、相談の窓口、先ほどもるる委員会の中でご指摘を賜っておりましたけれども、それを、大変申し訳ないんですけど、私どもにご相談を頂いても、じゃあこうしますということ、あるいはこうすればいいですよということを申し上げられるようなものではございませんので、大変申し訳ないんですけど、おくやみコーナーの中に組み入れていくというようなとはちょっと違うのかなというふうに思っております。いろいろなご相談を全く受け付けませんよということではない姿勢だということは、先ほど来私どものほうからご答弁をしておりでございますけれども、とはいえ、私どもの権限で料金を下げることが、云々ということは生活衛生課長のほうで答弁しておりでございますし、そもそも今回は公的にどうするのかということなんだろうと思っておりますので、受け付けないとか聞かないとかいう趣旨は全くございませんけれども、ちょっと違うかなというふうに思っております。恐れ入ります。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

すみません。ちょっと陳情の趣旨からずれてしまって相談というところになってしまったんですけども、基本は事務手続上のというところで理解はしているところですので、引き続き承知いたしました。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、今、委員の方から確認等がございましたけれども、本件の陳情に関する質疑はもう終了させていただいていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。終了いたします。

じゃあ、今度は取扱いについてです。取扱いをいかがいたしますか。

いかがいたしますか。休憩しますか。

休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

取扱いにつきましてですが、いかがいたしますか。

今、米田委員、頂いていますから大丈夫です。

休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

米田委員。

○米田委員 陳情の取扱いなんですけど、前回頂いて、今回も審査させていただきました。区をはじめ対応していただきたいという声があるというのは受け止めていただいたと思います。ただ、いかんせんはっきりと明確な所管がないという課題も浮き彫りになりました。区民の方からは、こういうのは困っているよという声があった場合は聞き入れないわけではないけど、今後どうしていくかということもしっかり議論できたと思います。私としては、もしいろんな動き、様々な動きがあれば、所管は違いますが、今日議論した委員の皆様、委員会ではないですけど様々なことをご報告いただければと思います。陳情者の方には、前回議論した内容、今日の議論の内容をつけて一旦お返しすべきだと私は思います。

○小林委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、今、米田委員から頂きました意見を含めて、皆さんもその方向でということなんで、この陳情につきましては、議事録をもって陳情者にお返しすることで本陳情については終了したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。ではそのように取り扱いをさせていただきます。

それでは、次に参ります。

報告事項です。2、報告事項、地域振興部（1）旧箱根千代田荘の利活用検討状況について、理事者からの説明を求めます。

○千賀コミュニティ総務課長 それでは、私のほうからは地域振興部の（1）旧箱根千代田荘の利活用検討状況ということで、資料のほう1-1と1-2というところでまとめてございますが、こちらで説明をいたします。

この旧箱根千代田荘でございますが、予算・決算特別委員会でも少しご質問があったところでございますが、当委員会の改選前は公共施設調査・整備特別委員会にて検討状況を都度報告、ご議論いただいたところでございます。改選後に当たりまして、その所管がこちらの常任委員会ということになったということございまして、当委員会でご報告をしていくということでございます。

本日の資料でございますが、これまでの大きな経緯をまとめたものを1-1、それからその時系列を少し詳細に書いたものを1-2ということでまとめておりますので、1-1に沿ってご説明をいたします。1-2はご参考にとということをお願いをいたしたいと思います。

それでは、資料の説明のほうを進めてまいります。

まず、1、開設から閉鎖までの経緯というところでございますが、こちら、旧箱根千代田荘、改めまして確認というところでございますが、昭和40年代、現在の土地、箱根の強羅のほうになります。開設されたということで、当時まだ一般的に宿泊を伴う余暇というか、そういうことが非常に、一般的には高価であり、安価で気楽に泊まれる区直営と、そういう保養施設の需要というものが区民の多く望むことということで、ある意味行政サービスの一環として取り込まれてきたという経緯がございます。建物のほうはその後平成11年に改築されて現在に至るというところになっております。

一方で、経済成長などがある中で、いろいろな生活の多様化、価値観の多様化など、あと社会的に余暇時間の確保が進むということ、それから宿泊や旅行などのサービスが非常に民間などで充実する中、行政が担うサービスとしての必要性は薄れてきたというような状況がございます。また同時に、国、地方を問わず、行財政の改革が進む中にありまして、そうした施設を自治体が直接管理運営することについても大きく見直しを図られてきたという、それまでの経緯がございます。そのため区は、平成17年に公の施設としての保養施設を廃止いたしまして、民営化方式による運営に切り替えました。さらに平成26年に区の財産の在り方として、有償貸付けの方針に基づき事業者選定を進めたところでございますが、決定に至らなかったというところに加えて、その時期に箱根地区での火山活動がございまして、そういった状況もありまして、平成27年7月から休館、それから28年、翌3月からは施設閉鎖という状況になっております。

以上が1でございまして、続いて2の利活用の検討状況というところでございますが、平成27年に休館いたしまして、それ以降、28年3月をもって事業者、それまで運営をしていた事業者が完全撤退をし、その後、後継の事業者が決まらないまま未利用施設の普通財産として管理される中、この翌年、29年3月に議会において箱根千代田荘の再活用を求める決議が可決され、こちら執行機関として改めて利活用の検討を進めてきたという経緯がございます。

最初は平成29、30年度におきましては、区民や有識者による検討会の中で多角的な視点での検討が行われたところでございますが、また、さらに宿泊施設ということで、その後、所管において検討を進めるところにありまして、ご案内でございますが、コロナ禍ということになります。その中で、宿泊関連事業を取り巻く環境が大きく変化したということを受けまして、改めてこの宿泊施設の事業化について検討を進めてきたところが、まさに前期の特別委員会で進めてきたというところが現時点に当たるということになります。

それで、3ということで、前期の公共施設調査・整備特別委員会での経緯というところも資料のほうの1-2の3のほうにも概略まとめておるところでございますが、委員会でもいろいろのご議論があった中なんですけども、最終的にまとめというところで、こちらの1-1のほうの3のほうに整理させていただいております。

そちら主には4点であったというところの認識でございますが、1点目、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた施設とする。2点目、千代田区民向けの施設ではなく一般の方も宿泊できる施設として運営していくことが現実的であると。3点目、区民への宿泊助成も併せて検討する。4点目、社会情勢が落ち着いた状況ですぐに結論を出す

のではなく、慎重に中長期的な視点での検討が必要というところをご議論いただいたというところでございます。

現時点がこの検討の経緯というところでございます。また改めてご報告の下、検討を進めてまいりたいというところでございます。

説明は以上でございます。

○小林委員長 説明が終わりました。

先ほど陳情審査のときに生活衛生課長に同席いただきましたけれども、陳情審査が終わっておりますので退席を頂いております。

それでは、説明が終わりましたので、委員の方の質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 こちら、予算・決算特別委員会で、春山議員が質問されていて、私もすみません、よく分からなくてびっくりしたんですが、ちょっとそのときの話では、一応私のメモでは、昭和42年から平成27年まで49年間で97億4,000万円のお金が使われました。あと26億5,000万は、これ、取得コストですか、ちょっとよく分かりません。あと年間1億4,500万ぐらい何かお金がかかるようなお話をされていて、あと、これから再開発をすると大体10億円、利活用検討で10億円で、概算のお話、再開すると10億円それ以上の金額が出るだろうみたいなお話を伺って、まず、びっくりしましたということ。

ただ、これは千代田区の方にとっては物すごく思い入れのある、大切なところだということをお話を私もよく聞きますので、要は慎重に中長期的な視点の検討が必要だということはずごく大事にしないではいけません。一方、これ、今閉じているということ、あとランニングコストもかなりお金が、垂れ流している状況でもあるんだろうなということ、これは、ここからなんですけれども、資料1-1、資料1-2、すばらしいのを作っていて、いいなと思うんですが、私は数字があると皆さんお分かりいただきやすいんだろうなということ、例えば、もう過去40年間、97億4,000万ですか、どんな形で、時系列で設立から今までどういう形でどういうお金がかかってきていて、それで今休館する中でどういうお金が毎年何か使われているかという、まず数字として現状が分かるようなデータを頂くと、委員の皆さんも非常にお分かりいただきやすいんだろうというのが一つ。

あと、ここ、多分すごく、すみません、場所も、私、分かっていないんですが、強羅と聞くだけで、すごく、とってもいい場所にあるんだろうなということ、まあ、いい場所というのは何をもいい場所かということ、何か私、うわさでは隣が星野リゾートの子会社が買って運営しているということだと、ちょっと地図で千代田区荘がここにありまして……

○小林委員長 千代田荘。

○のざわ委員 千代田荘がここにありまして——すみませんでした。周りにこんなところがこういう形で持っていますよというマップで見せていただくと、物すごくこの千代田荘としての価値が委員の皆様にもお分かりいただきやすいというんですか、そんなようなものを作っていただくとより議論が深まるんじゃないかなと思ひまして、そういう資料のご作成をお願いさせていただけたらと思ひます。

以上でございます。

○小林委員長 のざわ委員、ちょっと、今、説明いただいて、先ほど垂れ流しみたいことを言いましたけれども、決算審査の中でも出ていますけれども、これを維持するのの管理委託費で、別に垂れ流しているわけじゃないんで、それが出てきているだけで、発言には気をつけていただきたいと。

○のざわ委員 あ、どうもすみません。

○小林委員長 それと、今、利活用についての説明がありましたけど、るる資料の請求がありましたけれども、状況について話していただいて、その辺の、初めての方もいるんで、どこまで出すのかも打合せをさせていただきたいと思うんですよ。それで、要するに今何か問題があるとかいう話じゃなくて、知らないから教えてくれてという話だけなんで、調査というよりは資料が欲しいという話だけなんで、これはちょっと時間を頂いて、ちょっとご相談して、どこまでどういうふうに出すのかというところで、地図も含めてね。初めての方がいてあるんで、その辺だけを作っていたらいいか、できる範囲でいいと思いますので、のざわ委員、のざわ委員、いいですか。

○のざわ委員 はい。よろしくお願いします。

○小林委員長 そういう整理でよろしいですか。

○のざわ委員 はい。よろしくお願いします。

○小林委員長 じゃあいいですか。

コミュニティ総務課長。

○千賀コミュニティ総務課長 そうですね、ちょっと細かい資料もございますので、どういう形がいいかは、また……

○小林委員長 相談して。

○千賀コミュニティ総務課長 ご相談を、当該委員と委員長と含めてご相談させていただければと思います。

あと、1点だけちょっと、予算・決算特別委員会で、昭和42年からというふうに私のほうでも発言したんですけど、これ、土地取得を入れると昭和42年ということで、実際、開設は、こちらの表記のように昭和44年というところがございますので、そこだけちょっと説明をさせていただきます。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○大坂委員 1点だけ確認させていただきます。令和5年3月までの公共施設調査・整備特別委員会のほうで様々議論がされて、コロナというところもあって、なかなかこれから先の見通しというのが立たなかった時期に様々議論されていたと思うんです。今、一通りコロナが落ち着いて旅行業界等々も景気は上がってきているというような状況、人がかなり動いているという状況も踏まえて、今現在どこでこの箱根については市内では議論されていて、どういう形で検討が進められているのかというところが分かればお示してください。

○千賀コミュニティ総務課長 これは従前より私のコミュニティ総務課のほうで、宿泊施設としてどのように活用できるかというところで継続して検討しているところでございます。

○大坂委員 具体的に庁内だけでやっているのか、それともコンサルを入れて今議論されているのか、そういったところの状況というのは今はどうなっているんでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 いろいろな調査とかヒアリングにつきましてはコンサルの協力を得て行っております。

○小林委員長 ほかにございますか。

○小野委員 ありがとうございます、詳しい資料も。

もう既に閉鎖というか閉館してから8年、もう間もなく10年が目の前に来ているという状況になっているかと思えます。まずちょっと詳しいことが分からないので伺いたいんですけども、富士屋ホテルさんが10年間ずっと続けてきて、実際、次もやりますと手が挙がらなかった理由というのは何か明確になっているんでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 こちら、平成18年の民営化導入後、5年を一区切りで2期当該の事業者さんに運営をお願いしていたところでございます。で、1回目の18年から5年を経過した23年頃ですか、そちらは更新をさせていただいたんですが、27年の2回目のときはもう更新をしないというようなお話があったというところでございます。

主な理由というところでございますが、累積でなかなか事業が採算が合わないといひますか、赤字がちょっと累積していたというようなところがございまして、ちょっとやはり民間事業者としては事業性が見通しが立たないというところが主な理由というふうに聞いております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

そうですね、累積赤字ということで、多分赤字になった理由というのもあると思うんですけど、例えばそのときの稼働率ですとか、それから近隣がどういう価格帯で宿泊事業を営んでいたのかとか、また一方で、千代田荘が幾らで開放されていたのかとか、今は分からなくても、初めての方もいらっしゃいますので、ちょっとその辺について事情が分かればと思うんですけど、どうでしょうかね。

○千賀コミュニティ総務課長 そうですね、当時の運営状況の資料、区民を中心として利用できるという施設運営をしてということがございますし、稼働はかなりよかったというような話は聞いておるんですけども、ただ、利用料金がどうしても区で設定するような料金をお願いするようなところがあったので、そのところにちょっと経営の厳しさがあったのかなというところがございます。それも、ちょっとまた資料をまとめてご提示をさせていただければと思います。

○小林委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。

○小林委員長 入山委員。

○入山委員 今いろいろ説明いただいて、これからいろいろな資料を頂くということだと思うんですけども、富士屋ホテルさんの場合、公設民営みたいな形の運営だったということによろしいですか。

○千賀コミュニティ総務課長 そうですね、施設はあくまでも区の所有で、その運営を事業者さんにお任せしたというところでございます。

○入山委員 そうしますと、これからまた新しく出発するのか、それともどうするのかと

いう、これから議論が始まると思うんですけども、そういった公設民営にするのか、それともどういった形であるのかというのはもうこれから検討するという形ですかね。

○千賀コミュニティ総務課長 そうですね、まさにそういう形で運営ができるものなのか、あるいはまた、よりほかの形があるのか、そういうのも含めていろいろ検討したり、あるいはヒアリングをしたりというところがあればというところがございます。

○入山委員 地域、地元の方がすごく楽しみにしていた施設だとは思うんですね。私の周りにも結構楽しみにしていて、毎年のように行かれるという方もよく聞いてはいたので、どういった形にしる、よく庁内で相談していただいていい方向に進んでいっていただければと思うんですけども、ちょっと金額についてもなかなかやっぱり時代とか環境とかに見合ったような形で進めていかなければいけないかなとは思っているので、そこら辺をちょっと千代田区の区民のためにぜひご検討していただければと思います。

○千賀コミュニティ総務課長 引き続き旧箱根千代田荘の活用ということで、財産、資産としても無駄のないようにという視点も必要ですし、また、運営を具体的に考える際に、やっぱりいろいろなコスト面の厳しさというところがなかなかあるのかなというところは想像できる場所もございますので、そういうところも含めてしっかり検討していきたいと思っております。

○小林委員長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、ただいまの（１）の旧箱根千代田荘の利活用検討状況についての質疑は終了します。

次に、（２）レシートを活用した区民生活応援事業の実施について、理事者からの説明を求めます。

○高橋商工観光課長 それでは、地域振興部資料２に基づきまして、レシートを活用した区民生活応援事業の実施について報告申し上げます。

まず、資料に入る前に、この事業が初めての試みということがございます。ですので、この手法の選択に至った経緯と予算をお認めいただいたところからのこれまでの検討に応じての変更点などにつきまして、大変申し訳ございません、資料はございませんが、先に説明させていただきます。

初めに、この手法を選択するに至った経緯でございます。そもそもこの事業は物価高騰の背景の中で、区民の方の消費生活を応援すること、また、これによって消費を喚起いたしまして、コロナ禍から復活に向けて努力されている区内の商店の皆様の支援を目的としたものでございます。

過去にはプレミアム商品券やスタンプカード、それからQR決済などの手法を実施してまいりました。ただ、それぞれの事業でメリットもあればデメリットもあるという状況がございました。

プレミアム商品券とスタンプカードにつきましては、利用する区民の方からすると、お手元に紙の現物がございますので非常に分かりやすいという反面、これにかかる事務費と労力が非常にかかるということがございました。例えば、直近で令和元年度に実施したプレミアム商品券事業、支払いは一部令和２年度もございましたが、こちらの総事業費については、6,874万円余ございました。その中で事務費が5,240万円余ということで、

実に総事業費の76%が事務費ということがございました。これは子育て世代であるとか非課税世帯に限定して実施して還元の対象となる方々が少なかったということもございしますが、私どもとしては課題認識を持っているということでございます。また、この事業自体、消費喚起になる一方で、個々の店舗の方々の立場に立ちますと、区民の方が金券として利用したその商品券やスタンプカード、こちらを換金するまでの間、割り引いた分の収入がないということで、そちらの店舗の方のキャッシュフローを圧迫するということがございました。

また一方、QR決済も実施した、こちら令和3年度に実施したわけなんですけれども、こちらは区の事務費については低く抑えることができるのですが、まず店舗が機器を導入しなければならないということがございまして、機器を導入したとしても、このQR決済に関してそれごとに手数料がかかるということがございました。そのため店舗の判断でやめてしまうということがございまして、そうすると、区民の皆様からしてみれば、利用できるはずの飲食店で、せっかくだということで、例えば少し高額なお食事をするなどして、支払うときに、今やっていません、使えませんというようなケースも多く発生したという事実がございます。これに関するご意見も私どもたくさんお受けしてまいりました。また、区が契約した決済事業者の方の立場からすれば、この区の事業をきっかけに区内で利用を促進するということにつながるということで、ある意味、区が寡占状態を誘導することになりかねないという懸念も、私どもとしては今回感じたところでございます。

これに対しまして、これから実施する本事業につきましては、まずスマートフォンを持っていないという方は参加できないというデメリットはございます。ただ、事務費につきましては、区民に還元する経費の20%で実施できる想定をしております。また、店舗のキャッシュフローを圧迫しない。それから区民の皆様の操作が簡単であるということからメリットが大きいということから試みとして実施するとしたものでございます。

次に、予算編成時との差についてご説明させていただきたいと思っております。予算編成時は令和5年度中に年内に1か月、年明けに1か月の年度内としては2回の実施を予定しておりました。2回のうち1回目は区内の全店舗でのお買物を対象にして、その内容を分析をして、2回目に、今度は商店街の加入店舗などに限って行おうとしていたものでございます。しかし、同様の事業を先行していたほかの自治体で新たな課題が判明いたしまして、こちらは後ほど資料をもって説明させていただきますが、こちらの課題を全て解明して解決してまいったところから、当初想定していた時期、9月頃にできればと思っていたんですが、が遅れてしまいました。そのため年度内に2回、1か月、1か月の計2か月と予定しておったところを年度内1回、約3か月間の実施というふうにさせていただきたいと考えております。

このメリットは、当初予定していた1か月というのは早いものでございますので、遅れて使おうと思っていた方が気がいたら終わってしまっていたというような状況も少なくなろうかと思っております。ただ、期間が予算想定より長く設定してございますので、予算額に達し次第終了というふうにさせていただきたいと考えております。

それでは、大変前置きが長くなって申し訳ございません。資料をご覧ください。

1番の事業概要でございます。（1）につきましては、冒頭申し上げましたとおり、物価高騰の現在において区民生活を支援する、それから区内の消費喚起を図るというもので

ございます。

内容といたしましては、商品を買ったりサービスを利用したりした際にもらうレシートを専用のアプリケーションに投稿、投稿というよりも読み込むという形ですけれども、することでその額に応じたポイントを還元するというものでございます。

中ほどの表をご覧ください。事業名称、少し長いので通称を設定させていただいてございます。「レシ活ちよだ」でございます。アプリケーションで見たときに分かりやすいように短くしているというところでございます。また、実施期間につきましては12月4日から2月末日までの約3か月間、ただし、予算額に達した場合は、そこで終了となります。区民の方が集めたポイントは現金またはデジタル商品券等に変えることができますのですが、このポイントを交換できるのは来年度の7月末日までといたします。1人あたりが受ける補助の限度額は、1日あたり1,000円、期間中2万5,000円で還元率20%といたします。これは、例えば1日5,000円分のお買物で1,000円までポイントで還元されるというものでございます。期間中におきましては12万5,000円のお買物で2万5,000円還元される計算です。還元金額は予算上の負担金補助及び交付金の額と同額の3億3,900万円余、対象となる店舗は区内全店舗とさせていただきますが、一部のレシートは除外させていただくというふうになっております。

この除外するレシートですが、下の米印をご覧ください。まず、情報が足りないレシートは使えません。例えば対象が区内の店舗になりますので、区内の店舗と分かり得る、例えば住所であるとか地名であるとか、そういった情報がない場合は使用ができません。また、レシートは店舗によって表記の仕方が大分異なるというところがございます。例えば、店舗名で「九段下店」みたいなものがございましたら、通常、九段下周辺にある店舗と分かりますので、できる限り使用できるようにしたいというふうに考えてございます。また、偽造ができないように、手書きであるとかスタンプで作られた領収書は対象外となります。このほか、公共料金や区に支払う手数料、それから公営ギャンブル、出資・借入の支払いにかかる領収書。たばこに関しましては、たばこ事業法によりまして小売定価によらなければ販売してはならないとされておりまして、こちらは財務省のほうで実質的な値引き販売も自粛が要請をされているということで、たばこが入っているレシートはそれ自体が使用できないという状況になっております。また、換金できるようなものや社会保険制度に関するものは除外されております。あくまでも消費喚起に使っていただくという目的でございます。

裏面をご覧ください。開始は12月4日、先ほど申し上げましたが、広報誌で区民の皆様にお知らせするのは11月20日号を予定しております。そのため、アプリの利用に関して支援窓口とコールセンターを11月の20日から設置いたします。支援窓口につきましては、期間中、区民の方が身近な出張所等でお話を聞けるように、区民館を巡回できるように、現在、準備を進めているところでございます。

受託事業者はWED株式会社です。

ここで、冒頭に課題を解決してきたと申し上げました。この内容について説明申し上げます。別紙1をご覧ください。

大きく3点ございまして、まず利用者、市民がためていたポイントが大量に失効したということがございました。実はこの「ONE」というアプリなんですけれども、このアプ

りが自治体のサービスがない通常時もこのレシートを読み取ってポイントを付与するというサービスを実施しているところです。この先行した当該自治体につきましては、そのサービスをそのまま使用したということで、付与されたポイントの有効期限、千代田区例えば先ほどのご説明の中で、本区では7月末日としたところですがけれども、この部分が利用者ごとに最後のポイントが付与されてから120日間となっております。なので、この事業として統一されていなかった、人によって違っていたというところがございます。そのため、何日が終わりですよみたいなアナウンスもできず、一人一人が一定程度たまったら換えようとか、そのうち換えようと思っていて忘れていた方とかが、うっかりその期限を越えてしまって、一気に失効してしまったというものでございます。このため、本区の事業においては通常のアプリと完全に切り分けまして、有効期限を独自に設定し明確化させていただきました。また、もともとこのアプリにはアプリの有効期限をプッシュ通知でお知らせする機能があるのですが、プッシュ通知をオフにしている方には届きません。これを、アプリ上で、有効期限と有効期限が迫っていることを表示できるように改善いたしました。プッシュ機能については継続しております。

次に、事象2といたしまして、このように失効してしまったポイント分の原資が自治体に返還されない契約になっておりました。これはコロナ禍でかなり大変だったとは思いますが、そういった中で契約上、利用者にポイントを付与するというようなものになってございまして、失効ポイントに関する取決めがなされていなかったということがございました。そのため本区では、仕様書のほかに協定書を作成いたしまして、ポイントの有効期限、それから失効ポイント分の原資の返還を明記いたしまして、返還していただくことについては既に同意をいただいているところでございます。

事象3として、有効期限の前にポイントが失効したということがございます。こちらは事業者のシステムエラーということでございまして、先ほどのポイントの有効期限7月末日と申し上げましたが、私ども千代田区においては8月1日の午前0時00分にポイントが失効するように設定するよう確認ができております。

次の別紙2はアプリの使い方でございます。併せて本人の確認の手続についてご説明させていただきますので、別紙2と別紙3につきましては合わせてご覧いただければと思います。

まず、別紙2の上段丸1でアプリをダウンロードします。このダウンロードはほかのアプリと同じでございます。これは別紙3の上段のアプリ登録というところなんですけれども、ダウンロードしたアプリを開きますとお住まいの郵便番号であるとか携帯電話番号、生年月日などを入力する画面が出てきます。この画面で区内の郵便番号が入力されたときだけ、別紙2の丸2のバナーが、レシ活ちよだというバナーが表示されまして、本人確認の受付が始まるという手順になってございます。

次に、別紙2の丸3にありますように、運転免許証などの本人確認書類を読み込みます。これが別紙3のほうの上限の真ん中にごございます、本人確認用のバナー表示と、その右の本人確認書類撮影・提出のところでございます。この情報は、実はアプリ事業者、先ほど申し上げましたWED社ではなくて、アプリ事業者が委託します本人確認事業者、TRUSTDOCK社というところがございますが、が取得することになっております。このTRUSTDOCK社というのはオンラインの本人確認を行う事業者でございまして、国や

県、それから銀行などの金融機関で連携した実績がございます。区内企業でございます。このTRUSTDOCK社が読み込まれた情報を基に区民かどうかを確認して、アプリ業者のWED社に区民かどうかという判定結果だけを送るということになります。これによりまして、アプリ事業者は個人情報を持つことはございません。ここに3日から7日の期間がかかるというものでございます。

TRUSTDOCK社が保有した個人情報は、アプリ業者、WED社からの削除依頼によりまして確認終了後に削除されます。現在、削除のタイミングは確認後7日で調整しておりますが、現在、調整中でありまして、多少前後する可能性がございます。

次に、別紙2の下段でございますが、ポイントを受け取ります利用者の方でございますね。アプリのアイコンを選択いたしましてレシートを撮影して投稿すると、およそ2週間後にポイントが付与されます。ちなみにこのレシートは、実施期間中12月4日から2月末日までのレシートならばいつでも投稿できますが、1日当たり3枚までという制限がございます。こちらはアプリが一度期に集中して読み込みが集中してしまっただけで遅くなるということとを避けるというためでございます。

その右側の黒い丸4のところですが、付与されたポイントは、電子チケットやeギフト券、例えばですけれども、Visa eギフトであるとか、アップル、アマゾンや珈琲店のギフト券がございます。それからポイント化、Pontaポイントであるとかdポイントに変えることができます。または現金化ができます。

説明については以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方の質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 ちょっと複数点あるんですが、これ、還元金額339,225,000円、これが上限という理解でよろしいのでしょうか。

2点目……

○小林委員長 1問ずついきましょう。

○のざわ委員 1問ずつ、すみません。

○小林委員長 お願いします。商工観光課長。一問一答で。

○高橋商工観光課長 おっしゃるとおりでございます。3億3,922万5,000円、こちらが予算額となっております。上限額としていきたいと思っております。

○小林委員長 これはアプリのシステム代は入っていないのね、開発とか。

○高橋商工観光課長 ここには入っていません。

○小林委員長 入っていないよね。はい、そういうことです。

のざわ委員。

○のざわ委員 あと、この受託事業者の方に、何というんですかね、これ、千代田区に住んでいる方の峻別は大丈夫だと思んですが、千代田区に住んでいる方が法人を持っていて、法人でその領収書を落とすという人が出るかもしれない、それはインボイス制度ができる中で、そういう千代田区に住んでいるけど、その人が社長になっているか、もしくは会社で落とすという領収書をここからはじくほうがいいんじゃないかなと思うので、そういうことがWEDさんできますかということ千代田区がご依頼をしておくという文章を残すことが、まあ、できないかもしれませんが、一応そういうところまで気を遣っていますよということを一応形として残すことが必要かなと思うんですが、いかが

でしょうか。

○高橋商工観光課長 非常に、ちょっと難しいご質問かなと思っております。今回、これは消費喚起ということで、通常店舗等で利用した、もしくは購入した商品、それから利用したサービスについて対応するというものでございます。それが例えばそういう自分で作ってしまったレシートに対してどうかということでは、このレシートの読み取りはOCRを使うわけなんですけれども、その段階では正直分からないというところがございます。また、それは実質、言い方が正しいかどうか分からないですが、背任ではないですけれども、という行為になろうかと思えます。そういった事実が判明したときにはまた別の取扱いになるのかなというふうに考えます。

○のざわ委員 そういう一応ご依頼をしておくということが千代田区のリスクヘッジになるかなというご提案だということにさせていただけたらと思えます。私の意図はそういうことでしたということでございます。

あと一つだけ、この別紙1の事象3のところ、対象者数が9万5,447人、これは千代田区の事例ですか、それともほかの自治体の事例ですか、人数が千代田区の住民の人数を超えているので、ちょっと教えていただけたらと思えます。

○高橋商工観光課長 説明が足らず、申し訳ございません。この別紙1に関しましては、他の自治体に関して発生した事由でございます、千代田区のものではございません。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 米田委員。

○米田委員 目的は、物価高騰の中、千代田区民を対象として区民生活を応援するとあります。さっき課長、お時間長くかけていただいて説明いただきました、プレミアム商品券のデメリット、その他もろもろデメリット、ありがとうございます。この中なんですけど、全ての区民を対象としたとあります。さっきおっしゃっていましたが、これ基本的に私賛成なんです。賛成なんですけど、対象じゃなくなる方、スマートフォンを持っていない方に対応できない方、で、この方に対応するというのは後ろに書いているかも分からないんですけど、この方にはどのように対応していくんですか。

○高橋商工観光課長 残念ながら、これは予算審議の中でもちょっとご答弁させていただいたところがございますが、残念ながらこちらの事業についてはスマートフォンを持っておられない方は対象にならないということになってございます。こちら予算審議の中でご説明させていただいたところですが、やはり私どもといたしましても、DXを推進していくという中で、一人も残さないというような考えを持って研究を重ねていくということは必要性を感じているところでございます。一方で、本事業の目的、それからどのような事業を実施したとしても、メリット、デメリットがある中で、少しでも多くの方に参加していただいて区内の消費を喚起していきたいという思いがございまして今回このようにさせていただいたところがございます。ご質問いただきましたスマートフォンを持っていない方につきましては、現時点では対応できていないという状況でございます。

○米田委員 ご高齢の方でも千代田区の場合は8割ぐらいスマートフォンを持っていらっしゃるんで、残りの2割の方をどうするかと。現時点では対応していないということなんですけど、なかなか難しいとは思いますが、そういったところもちょっと置いておいていただいて、どうやったら活用できるか、DXの部門と相談しながらでもやっていただ

ければなと思います。それはそれで結構です。

ただ、この説明を見ていると、とはいえ、私たちはできると思います、簡単に。できない方も結構いらっしゃるんでこういう窓口をつくっているんですけど、今、スマホ体験会とかやっています。昨日も見せていただきました。結構いい内容でした。こういったところに、この内容を分かりやすく、今、スマホ教室、割と講習で教えてくれる人が三、四人ついていますんで、これであれば対応できるかなと思いますんで、こういう取組もしっかり教室の中で入れていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○高橋商工観光課長 今、現時点においては区民の皆様の近くに我々が赴いて必要な方にご説明させていただくというところで組み立ててございます。ちょっとどのようにできるか考えていきたいと思います。

○米田委員 せっかくやったんで使えない方が多くなるということのないようにお願いしたいなと思います。

最後、これの怖いところというのはやっぱりセキュリティだと思っております。これを確認するとそれなりの事業者なんで、銀行関係をやっているんで完璧かなとは思っておりますけど、それでもやっぱり、あると思います。そういったセキュリティ関係のところ、どのように対応していくか、お聞かせください。

○高橋商工観光課長 まさに米田委員のおっしゃるとおり、セキュリティにつきましては私どももどうできるか。確かに、国、金融機関が使っているので、それなりのセキュリティが担保されているということをお願いしようということになったわけですが、ここが今、ちょっと調整中と申し上げました、取得してからどのぐらいでそれを削除してもらうか。実際に区民の方が利用してあまり早く消してしまうと、もし何か変更があったときに対応できないとかということがございます。そこを、今、ちょっと調整してございますので、できる限り短い期間で削除してもらって、そういった事故が起こらないようにしていきたいと思います。

○米田委員 ぜひお願いしたいなと思います。これ、購入履歴が残ったりしますんで、その辺のところもやっぱり情報取得されないように工夫していただきたいなと思っております。

これ、最後にしますけど、いわゆるこれだけのことをやるに当たって、さっきも言いましたけど、どのように周知していくのか。知らない方がいなかったというようにやっていただきたいんですよね。これ、物価高騰対策の一つでもありますんで、全区民知り得る、で、全事業者知り得る、これを目標にやっていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○高橋商工観光課長 まさに周知活動、広報活動につきましては非常に重要だろうと私どもも認識してございます。今は通常行う周知も含めてできる全てをやっているというふうには考えてはいるわけなんですけれども、区のホームページ、SNS、それから様々な会議体であるとか、そういったところで一つ一つ説明するのと併せて、例えば、会場が区民館で支援窓口を行うわけなんですけども、もし支援窓口、先ほど巡回すると申し上げましたが、ないときに行ってしまった場合、対応できるように、例えば出張所の職員にも、対応できるように、そういう教室を行うとか、そういったものを対応していきたいというふうにご検討をお願いします。

○小林委員長 ほかに。

○大坂委員 今、米田委員からもありましたけれども、この事業自体は本当に今年度の目玉の事業の一つだと思っていますので、周知、広報の方法というのは、もう工夫をして最大限やっていただければいいのかなと思っています。もう、それにはやはり6出張所の所長さんの力というのは大きな力がありますので、そことの連携をしながらやっていただければと思っています。

で、2点ほど確認したいんですけども、先ほどのざわ委員からの質問の中にあつた区内事業者さん云々というところで、恐らく最初とちょっと、のざわ委員が意図したことと違う形になったのかなとは思いますが、答弁の内容がですね。というのは、自分が事業をやっていて、その方がレシートを自分で作って、それを登録してしまう。これはもう、絶対駄目だと思います。

○小林委員長 違法だよ、それは。

○大坂委員 それはもう、違法ですよ。そうじゃなくて、区内で事業を営んでいる方が区民の方で、例えば従業員と一緒に食事に行って、福利厚生で落とすんだけど、その部分がレシートとしてポイント還元できないかというようなところがオーケーなのか駄目なのかということところはちょっと確認しておきたいと思うんですけども、私はこれは全然問題ないんじゃないのかなというふうには思っているんですけども、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 大変失礼いたしました。今、大坂委員おっしゃったとおり、そこについては可能でございます。と申しますのも、そこを、個人で買物したか企業で買物したかというのは正直認識する場所がございませんで、そこを分けることができないという仕様になってございます。

○大坂委員 であれば問題はないとは思いますが、ただ、先ほどの事業者さんが自分でレシートを作った場合というの確認の方法というのはなかなか難しいのかなとは思いますが、そういったところというのは、何かセキュリティの中で検討されていることとかがありますか。恐らく登記簿とかを確認しないと無理なものだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 正直、かなり精巧な作り込みをされていた場合というのは、認識できる場所がございません。ただ、疑問があるものについては全て目視確認をすると。それを、私ども区に確認をするということになってございますので、その中で何かございましたら確認してまいりたいと思います。

○大坂委員 仕事の量がかなり増えてしまいますけれども、そのところは丁寧に不正が起きないようにやっていただければと思います。

もう一点、セキュリティのところ、区民かどうかの判断を別の事業者がやっているところで、経験が豊富な事業者さんだと思いますので、大きな問題はないかとは思いますが、二重三重に登録されてしまうような懸念があると思うんですが、そういったところの対応、工夫というのは何かされているんでしょうか。

○高橋商工観光課長 今、現時点では——先ほど先行自治体があるというようなお話をさせていただきましたが、その自治体では二重三重での登録という事象は起こっていないというところがございます、今のところ想定はしてございません。もし何かあったときにはちょっと早急に対応してまいりたいと思います。

○大坂委員 今、端末複数を持っていらっしゃる方というのはかなり多くなってきていま

す。1日の限度額が決まっているので、複数のアカウント登録できちゃえば、その分1人が使える限度額が増えていくということは容易に考えられることかとは思いますが、その点についても注視して対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋商工観光課長 はい。できる限り対応して、適切に行ってまいりたいと考えております。

○小林委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 これ、12月4日からスタートで、申請から7日ぐらい本人確認にかかっちゃうということなんですけど、このアプリのダウンロードとか申請自体は12月4日以前からできるんでしょうか。

○高橋商工観光課長 これは広報を掲載する11月の20日以降からできるようにしたいと思います。その間に皆様ご準備いただいて、12月4日にはできる限り使えるようになっていただければなと思います。

○秋谷委員 よかったです。

あと、3億4,000万ぐらいですかね、3億4,000万で1人2万5,000円ずつマックス使ったとしたら、1万3,000人ぐらいですかね、多分1万3,000人マックス使くと、終わっちゃうと。今、小学生も中学生もみんなスマホを持っていて、親は多分みんなやって、そう考えると、1万3,000人マックスというのはどうなんですかね、多いのか少ないのか、取りあえずやってみるといので1万3,000人ぐらいなのか、ちょっとその辺のご認識をお伺いします。

○高橋商工観光課長 私どももその辺りかなりシミュレーションさせていただいたんですが、やはり毎日マックス5,000円を使うと1,000円というような形になりますので、それができるかということもございまして、恐らく期間いっぱいけるんじゃないかというシミュレーション上でございます。ちょっとやってみてかなというふうに思っております。

○秋谷委員 これ、しかもたまったポイントがほかのポイントにも変えられるということで、結構ご熱心な方が多いと思うので、もちろん、でも予算立てちゃって、もうこれで行っていただくことになるんですけど、もしこれ終わったときに、もう一度その額とかを検討していただいて、いいものであれば続けてもらいたいなと思っているので、よろしく願いいたします。

○高橋商工観光課長 今は、終わる時期が2月末ということで、ほぼほぼ年度末というところもございまして、ちょっと年度内はかなり厳しいかなと。補正をするのも相当難しいかなと思いますので、1回この年度内こちらでやらせていただいて、ちょっと今後に向けて検討してまいりたいと思います。

○小林委員長 ほかにございますか。

○入山委員 区の仕事のあらましで、前期から行うという話でいつやるのかなと思って見ていたんですけども、今回このタイミングでやるということで、とてもいいことだなと思ってはいるんですけども、昔、さっき米田委員がおっしゃったように、プレミアム商品券の話などあったときは、もうかなりスマホとかがなかった時代でしたし、年配の方がこそって買ったりとかしたというのを本当に記憶が定かに残っているかなというところだった

んですけど、ちょっと私のほうからは、店舗のほうからちょっと見た、そうすると、こちらからは、まず、区内の事業者の対応ということでよろしいでしょうか。要するに区外の会社で区内の店舗を持っている事業者も対象ということでしょうか。

○高橋商工観光課長 まず発行されるレシートに区内の住所が分かる、住所と申しませうか、立地が分かるものがございましたら対象となります。

○入山委員 ありがとうございます。

そうしますと、店舗にある機器にレシートが、要するに機器を導入するという、導入というか、もともとある会社もあるとは思いますが、ない会社もありますよね。それは何か特別なものとかではないということですか、レシートのその機器について。

○高橋商工観光課長 レシート自体は基本的にはどのような形のレシートでも読み取れるようにしたいとは考えております。ただ、委員おっしゃったように、レシートの機械がなくて、例えば全て手書きで領収書を切っているようなところにつきましては、今回対象にはならないというものでございます。

○入山委員 結構、手書きの会社、店舗、お店もそうですし、物販についても、まだまだあるとは思いますが、その機器導入というのは、そこら辺は何か考えてはいないということですか。

○高橋商工観光課長 そちらにつきましては、残念ながら今年度の予算の中では考えてございません。

○入山委員 はい、分かりました。ぜひいい事業ではありますので進めていただきたいんですけども、なるべくそういう、多分高齢者がやっているような店舗が多いとは思いますが、手書きの店舗にも何かそういうようなことができればと思います。以上です。

○小林委員長 はい。いいですか。

ほかに。

○小野委員 今回のレシートの件なんですけど、先ほど大坂委員からもありましたとおり、例えば区内在住の事業者が社員と一緒にご飯食べに行きましたと。そのときに、普通のレシートじゃなくてレジから出る領収書というものを発行されると思うんです。それには例えば細かい品目が書いていなかったりするパターンってあると思うんですけども、総額とそれからただし書を後で手で記入する。それから、上の宛名も今はそのまま打ち込みで入るところもありますけれども、基本、手書きのところが多いのかなと思うんですね。右下にはその所在のお店が区内であるということは明記が当然されているんですけど、それは対象になりますでしょうか。このちょっと情報が欠損しているレシートというところの確認です。お願いします。

○高橋商工観光課長 そちらにつきましては、先ほどの手書きの領収書と同じようなところで、対象にならないというものでございます。

○小野委員 ああ、なるほど。じゃあ一般のレシートだ。分かりました。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○田中副委員長 スマホの所有によるということはあるにせよ、全区民が対象ということ

で、すごいありがたいと思っております。先ほどもご指摘がありました購入履歴に関してなんですけれども、この購買行動がこのアプリの事業者さんにはやっぱり残ってしまう問題というのがあるかと思いますが、このビッグデータを事業者さんが取得されるということ込みでの事務費が20%に抑えられているということなのか、そこら辺に関して契約のときに規定などをされているか教えてください。

○高橋商工観光課長 今、まさに副委員長がおっしゃったように、この事業と申しましょうか、このアプリ自体がそういった仕様になっておりまして、人の名前がついた行動というわけではないんですけれども、どういう消費行動をされているかというデータが収集できるようになってございます。それを含めたこの金額でございまして、一方で、私どもも、これというものを示せば、その情報をもらえるというようなことになってございます。

○田中副委員長 ありがとうございます。

そうすると、千代田区ではそのビッグデータを活用するというようなご検討はされているんでしょうか。

○高橋商工観光課長 今まさにどのようなデータを、恐らく幾つかのデータをクロス集計みたいな形にすることで大分いろんなものが見えてくるかなと思っております。一方で、相当それは容量も大きいというところがございますので、こういったものが私どもこれから検討するに当たって資料として必要かというのを、今、内部で検討しておりまして、依頼してまいりたいと思います。

○田中副委員長 大丈夫です。

○小林委員長 よろしいですか。

事業としては分かりましたんですけれども、区が一人も残さない。誰一人取り残さないと言っていて、スマホを持っていない人は間違いなく取り残されるんですけど、その考えについては、デジタル、DXで対処していくとやっているデジタル課長はどういうふうに対処しようと思っているんですか。

どうぞ。

○村木デジタル担当部長 ただいまの委員長のほうからご指摘がございましたように、我々としてはデジタル化を進める中では誰一人取り残さないということで進めていこうということで、従来型のアナログ手続も残していこうと、そういう形でやってございます。この事業につきましては、デジタル化を目的としたというよりも、ここの目的のところを書いてございますように、区民生活の支援、それから区内消費の喚起、それが目的であるというふうに認識してございます。これにアプリを導入するとかスマホの利用を拡大するとか、そういうことではなくて、あくまでも一つの、今回のレシート活用による区民生活応援事業という、この一つの事業をこの事業者に委託し、それでやっていくということで、確かにこの事業に乗っていけない、そういった方もいらっしゃるかと思います。それについては、また事業課のほうで様々にこのレシートを活用した事業ということではなくて、区民生活を支援する、あるいは国内消費を喚起するという視点で、またその他のやり方とかいろいろあるとございますので、そういったものについては様々検討していただければいいかなというふうに考えてございます。

○小林委員長 はい。それでは、こちらの件につきましては終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 （2）レシートを活用した区民生活応援事業の実施についての質疑を終了いたします。

いいですか。ちょっと時間を、もう少しやらせていただいてもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、報告事項（3）渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定の締結についての説明を求めます。

○高橋商工観光課長 引き続きで恐れ入ります。地域振興部資料3に基づきまして、渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定の締結について報告申し上げます。

本年6月、財務省と日本銀行は、来年7月をめぐりに新しいお札の発行を開始すると発表いたしました。そのうち新1万円札に描かれる肖像は渋沢栄一とされておりますが、この新札発行に当たりまして、現在、東京商工会議所を中心といたしまして、渋沢栄一ゆかりのある自治体や団体が広い分野で包括的な連携と協働事業を進める連携協定を締結しているところがございます。このたび、東京商工会議所から、この連携協定の参加の打診を受けたところですが、本区は、渋沢栄一が一時居住いたしまして、彼の活動に深く関わりのある場所も多く存在いたしますので、そのような場所で渋沢栄一の精神を用いた、例えば中小企業であるとか、創業家などの人材育成支援に取り組むということは意義深いなというふうに考えているところがございます。また、協定団体との協働事業、今現在行われているのは、例えば物産展であるとか、東京タワーのライトアップであるとかマップの作成みたいなことを行っておりますけれども、こういった点でも、商工であるとか、観光振興にも寄与するということが期待できますので、本協定を締結することとしたいと思っております。

協定の概要でございますが、この協定は令和元年に6団体で初めて締結されてございます。現在は8団体が連携してございます。別紙につきましては、この令和元年に6団体で締結された協定で、以後は覚書という形で協定加入の増減に応じて変更されていくというものでございますが、協定の趣旨については、この協定にのみ記載されておりますので、こちらを資料として添付させていただいたところがございます。

連携内容といたしましては、渋沢栄一の精神の普及・啓発。それからメディア誘致。このメディア誘致は、令和3年2月から「青天を衝け」というドラマがあったわけなんですけれども、これもその一環だったというふうに聞いております。それから、地域社会の活性化と住民サービス向上に関する連携協定としております。

協定自治体や団体については（2）にあるとおりでございます。

また、本年度は千代田区を含めまして4自治体が締結に向けた準備を進めているところがございます。

裏面をおめくりいただきまして、協定締結は11月1日でございます。

4、その他は、区と渋沢栄一との関係の例をまとめてございます。

報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員の方の質疑、質問を受けます。

○永田委員 裏面に渋沢栄一の履歴があるように、幕末から昭和の始まりに生きた渋沢栄一を通して歴史を学ぶべきだと、私は以前から訴えていました。千代田区がこの連携に関わるとなると、千代田区としての視点というのにも必要になってくると思います。そうする

と、渋沢栄一の一番有名な著書「論語と算盤」の中で道徳経済合一説というのを言っていて、それで同族経営を否定して、広く利益を還元するというのが渋沢栄一の考えで、それで千代田区といえば、また同時代を生きた岩崎弥太郎がいて、その比較というのが非常に大事になってくる。岩崎弥太郎が悪いわけではなくて、渋沢栄一と全く違う方向性で経営を行っていったという、そういうところを千代田区独自の視点として盛り込んでいったらいいかと思うんですが、どうでしょうか。

○高橋商工観光課長 ご意見ありがとうございます。

ちょっと今のところこの協定に関しましてはまだ考えていなかったんですが、ちょっとそこも含めて検討してまいりたいと思います。

○小林委員長 いいですか。

○永田委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○のざわ委員 二つありまして、一つは、包括に関してコストはかからないんですよというのの一つと、あともう一つ、もう既にあるのかもしれませんが、渋沢栄一の、何か歴史プレートみたいなのがあって、なかなかその方からご依頼がないとできないというお話が前回あったのですが、もし締結をするんだったら、何か一つでも二つでも、渋沢栄一に関わるプレートとかを作る取組をされてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 ごめんなさい。ちょっと1問目、もう一回、大変申し訳ありません。

○小林委員長 包括。

○のざわ委員 締結に対してコストはかからないんですよと。

○小林委員長 商工観光課長。

○高橋商工観光課長 申し訳ございませんでした。コストは、今、現時点ではかかることは想定しておりませんが、例えば、中小企業もしくはこれから創業する方に何か講習会をするであるとか、そういったものを予定した場合には別途かかってくるかというふうに考えてございます。

それから、区内に――あ、そうか、すみません。

○小林委員長 コミュニティ総務課長。

○千賀コミュニティ総務課長 ご質問の後段のほう、まちの記憶保存プレートの件かと思われるまして、私どもが所管になりますけども、現状、渋沢栄一に関わるもののちょっとプレートはないところでございますが、もちろん申請を頂ければ、こちらの審査委員会を経て設置をしていくというところでございますので、そちらの情報提供、共有というのは進めてまいりたいと思います。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。

○小林委員長 よろしいですか。ということです。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。（3）渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定の締結についての質

疑は終了し、地域振興部からの報告を終了いたします。

ちょっと引き続きです。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。政策経営部の報告に移ります。（１）（仮称）千代田区債権管理条例（素案）に関するパブリックコメントの結果概要について、理事者からの説明を求めます。

○古田財産管理担当課長 それでは、政策経営部資料１に基づきまして、パブリックコメントの結果の概要についてご報告を申し上げます。

９月１日の委員会において、千代田区の債権管理条例の素案についてご報告をした際、その後パブリックコメントを予定していますというご報告も差し上げたところでございます。そのパブリックコメントにつきまして、資料２番にありますように、９月５日から１９日の火曜までパブリックコメントを実施いたしましたので、そのご報告をするものでございます。

意見の提出は２名の方から、延べ件数として５件のご意見を頂いております。

１点目は、業務負担の軽減にも資する本条例は有意義であるということで、賛同のご意見として承ったところでございます。

２点目は、時効完了を基に放棄するものと時効を待たずして放棄するものがあるけれども、時効満了時点の放棄として処理したほうがよいのではないかというご意見でございます。これにつきましては、個人や法人の破産など、将来にわたり回収見込みのない債権を時効期間が満了するまで管理し続けることで一定の経費や労力を要することになるということで、必要性の乏しい経費や管理の手間を減らしていくことが、債権管理の合理性や効率性を図る本条例の制定の趣旨に沿うものと考えている旨の区のお考え方を示すところでございます。

３点目、債権放棄の濫用が起きないように措置が必要ではないかというご意見につきまして、安易な債権放棄がされないよう留意する必要があると区も考えていると。本条例が恣意的に運用されないように、その解釈及び手続につきましては、統一的な基準等を設ける予定でいるという旨の回答をするところでございます。

裏面に移りまして、４点目、どの程度放棄しているのか等を可能であれば明らかにした方がよいのではないかと。いわゆる説明責任の部分でございます。これにつきましては、透明性や公平性を高めることを目的として、区民の財産である債権をどの程度放棄したのかを明らかにすることは重要であると区も考えているということで、区のホームページにより放棄した債権や金額について公表することを検討している旨を回答するところでございます。

５点目、回収不能または不適當と適切に判断される債権に対しては、債権を放棄することで良いと考えますと。実質回収不能な債権に対して、不要な労力や金銭を発生することが貴重なリソースの無駄遣いであると考えられるためであると。ただし、回収不能と判断されるまでに迅速かつ最大限回収することが必要だと考えると。回収不能または不適當と適切に判断する必要があると考えるというご意見でございました。これにつきましては、回収が困難と判断するに至るまでに法令の規定に基づき必要な措置を講じ、債権管理に必要な手続が適正に行われていることが前提であるというふうに区も考えていると。また、本条

例が恣意的に運用されないよう、その解釈及び手続について統一的な基準等を設ける予定でいる旨の回答をすることでございます。

以上のようなご意見を踏まえまして、素案については、基本的には前回お示しした内容で案を精査しているところでございます。これにつきましては、恐らく第4回定例会の前の事前説明のところでしっかりと改めてお示しをすると同時に、前回のご報告の際に宿題として頂いています台帳管理につきましても、そのときに併せてご説明をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○大坂委員 債権管理の条例について、しっかりとこのパブリックコメントの意見を受け止めた形で、今後さらに運用についても精査していくということなんで、その点をしっかりとやっていただければと思っています。

ちょっと確認したいのが、この条例が整理されて、その運用方法もしっかりとやっていった先に、これまで積み上がってきた回収不能になってしまっていた金額というのは、一旦これで整理ができるというような、きれいな形になるというような認識でよろしいんでしょうか。

○古田財産管理担当課長 今、管理している中で時効を迎えているものとか、時効の期間が満了しているけれども放棄ができないようなものであるとか、この要件に合うものについてはここで一旦整理できるかなというところでございます。それ以外、今、適正に管理しているものは当然管理を続けていく中で回収努力をしつつ、やがてこの要件に合うような時期になりましたら改めて放棄をさせていただくというような、そんな形になるかと存じます。

○大坂委員 過去から積み上がったものがあるので、数字的にも分かりづらくなっているところは多々あるかと思っておりますので、そこで1回整理をして、適切に今後も引き続き管理をできるようにしていただければなと思っています。

もう一点、今現状、応急資金だけですかね、直接貸しているという資金は。以前に問題が出たときに、やはり直貸しというのがどうなのかという話があったかと思っております。実際この債権管理マニュアルを見ても、本当に分厚いマニュアルになっていますし、なかなか管理するのが難しいと。マンパワーもかかると。職員がローテーションすれば、そのノウハウというのも途切れてしまうというようなことが問題になったかと思っています。そうした中で、そういった直接貸しじゃなくて、例えば外部の業者に委託をしたりだとか、そういった方法というのも考えられるのかなというのが当時あったかとは思いますが、そういった検討というのは現時点ではどうなっているのか、今後必要な資金だと思っておりますので、このサービス自体を止めることはないとは思いますが、管理をしていく中で、区としてはどういう方針で今考えているのか、その点の見解をお聞かせいただければと思います。

○古田財産管理担当課長 応急資金の状況であるとか、それまでの問題になった資金も含めて一定の整理をして所管委員会のほうでご報告を差し上げているかと存じます。その後の運用、より適切な運用について、当然、今所管のほうでも様々検討はしているかと存じます。詳細ちょっと、私、今把握しているところではございませんが、しっかりと全庁挙げて適正な管理、で、その手法について民間の力も借りてというお話もございましたので、

そこはしっかり受け止めて適切な管理運用に引き続き努めてまいりたいと存じます。

○大坂委員 管理については適切にやっていくのは当然だとは思いますが、直貸しを今後もずっと続けていくのか、それとも今回こういった形で整理はするけれども、最終的にはなくしていく方向に向かってかじを切っていくのか。そういった検討というのは今は全くされていないということでよろしいのでしょうか。

○古田財産管理担当課長 直貸しの資金については、今ご指摘のとおり減らしてくる中で応急資金が残っている状況かと存じます。応急資金については、やはり必要性もあるという中で一応存続をしていく流れではございますけれども、引き続きその必要性であるとか、運用の仕方ですかね、実施の仕方みたいなことについては、引き続き検討していくということになるかと存じます。

○大坂委員 いろいろなやり方があると思います。実際に区が直接貸さなくても様々な形で適切に管理をしていく方法というのがあると思うので、その点も踏まえてしっかりと検討を積み重ねていただければと思っていますので、お願いいたします。

○古田財産管理担当課長 ご意見しっかりと受け止めまして、所管ともしっかりと共有して引き続き検討してまいりたいと存じます。

○小林委員長 はい。

ほかにご存じますか。

○のざわ委員 今、先日のこの仮称の千代田区債権管理条例の中で、ちょっと記憶違ったら申し訳ないんですが、一般的にこういう債権を持っている方の中には、初めから規定されたメールとかケータイとかに一方的に債権者としての連絡を入れると、それが法的にちゃんとしたものですよという管理の仕方がありまして、この条例の中にそういう一文がなかったような感じがしますので、メールなり電話なり、そういうところに債権者としての連絡を入れても、それは法的に担保されるものだというような内容を一文入れるのもいいんじゃないかなと思ってご提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

○古田財産管理担当課長 ちょっと条例のレベルでそこを規定するかどうかというところと、その規定内容そのものについても一旦受け止めさせていただいて検討をさせていただきます。どのような形でそれを周知するのがいいのかということも含めて検討させていただければと存じます。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 米田委員。

○米田委員 1点だけ。パブリックコメントをしていただいて、こういう意見があって区の考え方を述べている。ごもっともだと思っております。どの程度放棄しているのか可能であれば明らかにした方がよいのではないかなんですけど、債権を放棄した場合、様々な債権があると思うんですけど、この場合、ホームページで書くと、公表するとあります。この中に金額についてとあるんですけど、債権放棄に至るまで、ここにも書いていきますけど、様々な議論と法令に基づいてやっている。この至った理由、簡単にこれも書くほうがいいのではないかなんと思うんですけど、いかがでしょうか。

○古田財産管理担当課長 そうですね。どういった内容で公表するかについては、今後検討させていただきますので、その中で、放棄の累計はいずれにしろ出すかもしれないなどは思っていますけれど、ご意見も踏まえて、引き続き検討させていただければと存じます。

○小林委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。それでは、（１）（仮称）千代田区債権管理条例（素案）に対するパブリックコメントの結果概要についての質疑を終了いたします。

続けます。次に（２）デジタルサイネージを活用した帰宅困難者向け周知啓発について、理事者から説明を求めます。

○山下災害対策・危機管理課長 それでは、政策経営部資料２に基づいて、デジタルサイネージを活用した帰宅困難者向け周知啓発について報告いたします。

まず、項番１、概要についてでございます。区内在勤・在学者や来街者に対し大地震等により帰宅困難者となった場合の対応について、平時から周知啓発をするため、区内の駅や商業施設等に設置されているデジタルサイネージ（以下、「サイネージ」という。）を活用し、啓発動画の放映を行うものでございます。現在、放送箇所や内容についてサイネージを管理する各事業者と調整を行っているところでございます。

続きまして、２、サイネージ運営事業者について説明いたします。まず、駅構内や改札付近のサイネージを活用するという点が一つ目。そして、秋葉原駅周辺の事業者の街頭ビジョン等での放映を調整中。２点について調整中でございます。

続きまして、３、放映内容についてでございます。まず、当面の予定としてでございますが、東京都の帰宅困難者向けの啓発動画を放映いたします。動画時間については１本１５秒となっております。

続きまして、放映期間の予定でございますが、令和５年１１月の月上旬から令和６年３月末日の平常時でございます。平常時というのは、災害発生時ではなくて、あくまでも平常時ということでございます。令和６年度につきましては、令和６年４月１日より令和７年３月３１日とし、以降は年度ごとに更新する予定でございます。放映依頼につきましては毎年度の依頼文の送付をもって行います。

最後の５番の今後のスケジュールの予定でございますが、令和５年１０月、現在、事業者との調整中です。続いて、令和５年１１月上旬に動画の放映を開始。令和６年度につきましては、秋葉原駅周辺以外のほかのエリアへの展開を検討いたします。また、平常時以外の災害発生時の活用についても引き続き検討したいと考えております。

以上報告を終わります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○小野委員 こちらなんですけれども、東京都が放映内容を全て作成して、それをほかの地域でももしかしたらされるのか、ほかの地域というのは他区でもされるのかなというふうに思ったんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 現状、千代田区が主体となって調整しているところでございますが、動画の作成まで現在ちょっと予算も取っていないということもございまして、もう既に既存としてある帰宅困難者対策のビデオについて、東京都がユーチューブなどで発信しているものを活用したいというふうに考えております。この点につきましては東京都のほうでも了承を頂いております。

以上です。

○小野委員 はい、分かりました。

千代田区は唯一地区内残留地区なので、その辺りの整合というのは内容的にいかがなんでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 今回あくまでも住民の方というよりも区内の在勤・在学者であったり、旅行者であったり、あくまでも帰宅困難者向けの対策として考えておるものでございますので、そういったことで、まちの至るところというのは言い過ぎかもしれませんが、いろんなところで帰宅困難者に対して、まずはステイ・セーフでしたっけ、まずその場にとどまってくださいという点を周知したいと考えております。

○小野委員 はい、分かりました。一応そうですね、基本的にはどうしても区民が避難する避難場所に来られても受入れが難しくなってしまうので、やっぱりその辺りの混同を防ぐために、来街者については適切な案内が必要だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

○山下災害対策・危機管理課長 小野委員のおっしゃるとおりでございます。住民が通常の避難所に行く。それ以外の帰宅困難者につきましては、一時退避場所に行ってから各帰宅困難者の受入場所に行くという、その案内をきちんと進めるための一助として行うものでございますので、その点は大丈夫だと思っております。

○小野委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（2）デジタルサイネージを活用した帰宅困難者向け周知啓発についての質疑を終了いたします。

次に（3）令和5年特別区人事委員会勧告について、理事者からの説明を受けます。

○神河人事課長 それでは、令和5年特別区人事委員会勧告について、政策経営部資料3によりご報告いたします。

まず、特別区人事委員会におきましては、地方公務員法等に基づきまして、職員の給与、勤務時間等について調査を行っておりまして、毎年少なくとも1回、区議会及び区長に報告をし、職員の給料額を増減することが適当と認められるときには併せて勧告ができるということにされているところでございます。去る10月の11日特別区人事委員会が各区の区議会議長及び区長に対し、特別区職員の給与等についての報告及び勧告を行いましたので、その概要についてご報告させていただくというものでございます。

1、給与改定の内容。まず（1）の月例給についてでございます。職員給与が民間給与を下回っている公民較差を解消するため、その較差の額3,722円、率にして0.98%を給料表の引上げにより改定するというものでございます。今回は初任給及び若年層のほうに重点を置きつつも、全ての級及び号給で給料月額を1,000円以上引き上げることになっております。

初任給につきまして、Ⅰ類採用、こちら大卒相当の年齢の者を対象とした採用区分でございますけれども、8,000円引き上げまして19万6,200円に、Ⅲ類採用、こちらは高卒相当の年齢の者を対象とした採用区分ですが、6,000円引き上げ、15万8,100円とされております。

次に（2）特別給についてでございます。民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月額を0.1月引き上げまして、現行の4.55月を4.65月にするというもので

ございます。この0.1月の引上げ分につきましては、一般職員につきましては勤勉手当に割り振り、管理職員につきましては期末手当及び勤勉手当にそれぞれ均等に0.05月分ずつ割り振られるということでございます。ちなみに期末手当とは、民間において定期的に行われているボーナスのうちの一律支給分に該当するものでございまして、勤勉手当とは、勤務日数や勤務成績等に応じて支給される能率給のことを言います。これら月例給、特別給の引上げにより、特別区職員の平均年間の給与は約10万2,000円の増ということでございます。

次に（3）の実施時期についてでございます。月例給の引上げにつきましては今年度分の給与に反映させる必要があることから、本年4月の1日に遡及しての実施。特別給の引上げにつきましては、改正条例の公布の日から実施ということでございます。

こちらの勧告に従って職員の給与改定を行う場合には、職員の給与に関する条例の改正、すなわち区議会の議決を頂く必要がございます。

裏面をご覧ください。こちらにはこのたびの給与勧告に合わせ、特別区人事委員会からあった人事・給与制度、勤務環境の整備に関する意見のうち主なものを掲載させていただいております。本日、説明まではいたしませんけれども、昨日、議員の皆様には、こちらにございますような冊子、こちらをポスト対応させていただいておりますので、こちらと併せてご覧いただけたらと考えているところでございます。

最後に、口頭にて今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。今回の給与勧告を受けまして、区長会と特別区職員労働組合連合会及び東京都清掃労働組合との間で給与改定交渉が行われることとなります。こちらの交渉結果を踏まえまして、第4回定例会におきまして条例改正のご提案をさせていただく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。

説明が終了しました。委員の方からの質疑、質問を受けます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは（3）令和5年特別区人事委員会勧告について質疑を終了し、日程2、報告事項を終了いたします。

それでは、日程3に入ります。3、その他ございますか、委員の方から。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。

執行機関からありますか。執行機関、何かその他ありますか。

○古田政策経営部長 ございません。

○小林委員長 なし。

最後に、日程4、閉会中の特定事件継続調査事項につきまして、閉会中といえども委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、ご苦労さまでした。本日はこの程度をもちまして委員会を閉会します。

午後0時31分閉会